

三重県
地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針

平成28年8月

三重県

目 次

第 1 章 指針の趣旨	1
1 指針策定の背景	1
2 指針の目的	2
3 指針の対象	2
4 指針の策定体制	3
5 指針の構成	3
第 2 章 基本的な考え方	4
1 都市計画の考え方	4
2 目標と取組期間	4
3 対応の原則	5
4 施策の効果的な組合せ	6
(1) 被害低減に向けた施策	6
(2) 施策の展開イメージ	7
5 土地利用・施設配置の考え方	8
第 3 章 都市計画マスタープランへの反映手順	10
1 反映の手順	10
2 検討・連携体制の構築	11
3 現状把握	11
(1) 地震・津波リスクの把握	11
(2) 防災・避難施設、土地利用の現状把握	13
4 地理的・特性的課題分析	15
5 土地利用検討区域の設定	18
6 都市構造の再編シナリオ	26
(1) 再編シナリオの検討	26
(2) 関係部局、関係機関との調整	28
(3) 都市の復興のための事前準備	28
7 再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出	29

第1章 指針の趣旨

1 指針策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、多大な人的・経済的被害が発生し、改めて地震・津波災害の脅威が再認識されたところです。

三重県(以下「本県」という。)においては、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、県内全市町が南海トラフ地震防災対策推進地域¹に、海岸を有する市町のほとんどが南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域²に指定されています。このように、地震・津波対策は、本県における切迫した課題となっています。

表1 南海トラフ地震における三重県の被害想定概要

項目	人的被害(死者)		建築物被害(全壊・焼失棟数)	
	過去最大クラス	理論上最大クラス	過去最大クラス	理論上最大クラス
揺れ(建築物倒壊)	約 1,400 人	約 9,700 人	約 23,000 棟	約 170,000 棟
液状化	該当項目無し	該当項目無し	約 5,900 棟	約 6,200 棟
津波	約 32,000 人	約 42,000 人	約 38,000 棟	約 37,000 棟
急傾斜地等山崖崩れ	約 60 人	約 100 人	約 700 棟	約 1,100 棟
火災	-	約 900 人	約 2,100 棟	約 34,000 棟
合計	約 34,000 人	約 53,000 人	約 70,000 棟	約 248,000 棟

(資料:三重県地震被害想定調査結果(平成 26 年 3 月))



図 1-1 南海トラフ地震防災対策推進地域

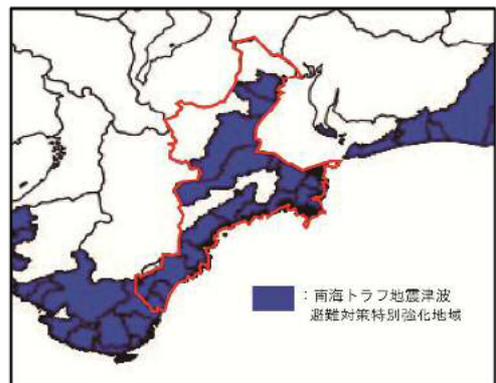


図 1-2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

(出典:内閣府 南海トラフ地震に係る地域指定 地図より本県周辺を拡大して掲載)

¹ 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域。

² 推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域。

行政は、地震・津波被害を低減するために、防災施設（海岸保全施設、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、緊急輸送道路等）や避難施設（避難所、避難場所、避難路等）の整備を順次進めているところです。しかし、今後の財政状況を考えると、防災施設整備の大幅な進展を早期に実現するのは難しい状況です。

また、東日本大震災の教訓から明らかとなっており、防災施設だけで都市を災害から守ることに限界があります。

このため、地震・津波リスクの低い場所へ市街地を誘導するなど、これまで積極的に実践してこなかった都市計画における新しい対応により、地震・津波被害の低減を図ることが求められています。

2 指針の目的

1 指針策定の背景をふまえ、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」（以下「本指針」という。）は、近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や県内に分布する活断層を震源とする内陸直下型地震に対して、その被害の低減に向けた都市計画の基本的な考え方を示すことを目的としています。

次期三重県都市マスタープラン³においては、本指針に基づき、圏域・都市計画区域ごとに、地震・津波被害の低減に向けた都市計画の方針を定めます。

また、県内各市町が、市町マスタープラン⁴や立地適正化計画⁵等を策定するにあたり、地理的特性に応じて、地震・津波に対する都市計画としての対応を検討する際に活用されることを期待するものです。

3 指針の対象

- 対象とする災害 ： 地震・津波災害
- 対象とする地域 ： 都市計画区域を有する市町⁶
- 対象とする施策範囲 ： 都市計画を中心とした各種施策

³ 三重県では、都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に加え、都市計画区域外も含めた圏域全体の将来像として圏域マスタープランを策定しており、それらを合わせて「三重県都市マスタープラン」と総称している。

⁴ 都市計画法第18条の2に基づき、市町村が都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、当該市町村の総合計画や都道府県が定める都市計画区域マスタープランに即して定める。都市計画区域マスタープランが広域的、根幹的な都市計画（区域区分など主に都道府県が決定する都市計画）の方針を定めるのに対し、市町村マスタープランは地域に密着した都市計画（地域地区や地区計画など主に市町村が決定する都市計画）の方針を定める。なお、三重県では、村が無いため、「市町村マスタープラン」を「市町マスタープラン」と表現している。

⁵ 都市再生特別措置法第81条に基づき、市町が都市計画区域内を対象に、居住及び都市機能の立地の適正化を図るために作成する計画であり、立地の適正化に関する基本的な方針、居住・都市機能誘導区域等の設定、誘導施策等が記載される。

⁶ 被災時の復興に際し、新たに都市計画区域を指定する場合も想定されるため、本指針の策定にあたっては県内全市町を対象に検討している。

4 指針の策定体制

本指針の策定にあたり、県市町検討会及び庁内連絡会議を開催し、検討を行いました。

また、三重県都市計画審議会に「三重県地震・津波対策都市計画指針(仮称)に関する小委員会」を設置し、調査審議を行いました。

5 指針の構成

本指針は、図2のように構成します。

第1章 指針の趣旨

指針策定の背景、目的、対象、策定体制、構成

第2章 基本的な考え方

都市計画の考え方、目標と取組期間、対応の原則、施策の効果的な組合せ、土地利用・施設配置の考え方

第3章 都市計画マスタープランへの反映手順

地理的特性的の課題分析、土地利用検討区域の設定、都市構造の再編シナリオ、再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出 等

図2 本指針の構成

第2章 基本的な考え方

1 都市計画の考え方

本県では、みえ県民カビジョン⁷の施策(安全で快適な住まいまちづくり)において、「人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造⁸の形成(コンパクトなまちづくり)が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。」を県民の皆さんとめざす姿としています。

また、新しい豊かさ・協創の視点として、「頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した大規模災害に強いまちづくりを進めます。」としています。

本県の都市計画においては、これまで都市で蓄積されてきた既存ストックを有効に活用し、住宅や多様な都市機能⁹を市街地に誘導する集約型都市構造の形成を基本としつつ、大規模災害が発生しても人命を守り最低限の生活が維持されるよう配慮し、県民や事業者の理解・協力を得ながら、地震・津波リスクの高い場所における居住系土地利用の抑制や建築物の構造強化など、地震・津波リスクを考慮した都市づくりを進めます。

2 目標と取組期間

地震・津波被害の低減に向けた都市づくりの取組¹⁰は、期間に応じて中長期および短期の2つに大別されます。

中長期の取組においては、おおむね 50 年先¹¹(長期)にめざすべき将来像である都市のグランドデザインを検討し、その実現に向けて中期の取組(効果が発現するまでに一定の時間を要する取組)を推進します。

一方、中長期の取組期間中に大規模な災害が発生することも十分想定されることから、短期の取組として、人命を守るための取組を優先的に講じていくこととします。

以上のことから、短期、中期、長期の目標をそれぞれ以下のとおり設定します。

I 人命を守ること	:	短期(10年以内)
II 被害の低減に向けた施策の実施	:	中期(20年以内)
III 安全で快適な都市づくり	:	長期(50年以内)

⁷ 平成 24 年 4 月に長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画。平成 24 年度～平成 27 年度:第一次行動計画、平成 28 年度～平成 31 年度:第二次行動計画。

⁸ 都市の無秩序な拡散を抑え、住宅や多様な都市機能を利便性の高い市街地に誘導し、それらの市街地を公共交通等でネットワーク化した都市構造。

⁹ 都市での活動において、必要とされる交通手段、上下水道・電気等の供給、行政・商工業・医療・福祉・教育・観光等の機能。

¹⁰ 取組とは、行政が実施する施策に加え、県民・事業者等で実施される建築物の建替えや住み替え等の対策・行動等を示す。

¹¹ ここで示す 50 年とは、建築物やインフラが一通り更新されるおおよその期間であり、既存の施設にとらわれずにまちの将来像を検討するための期間として設定している。

I～IIIの目標に対して、それぞれの期間内での効果発現をめざします。(図3参照)

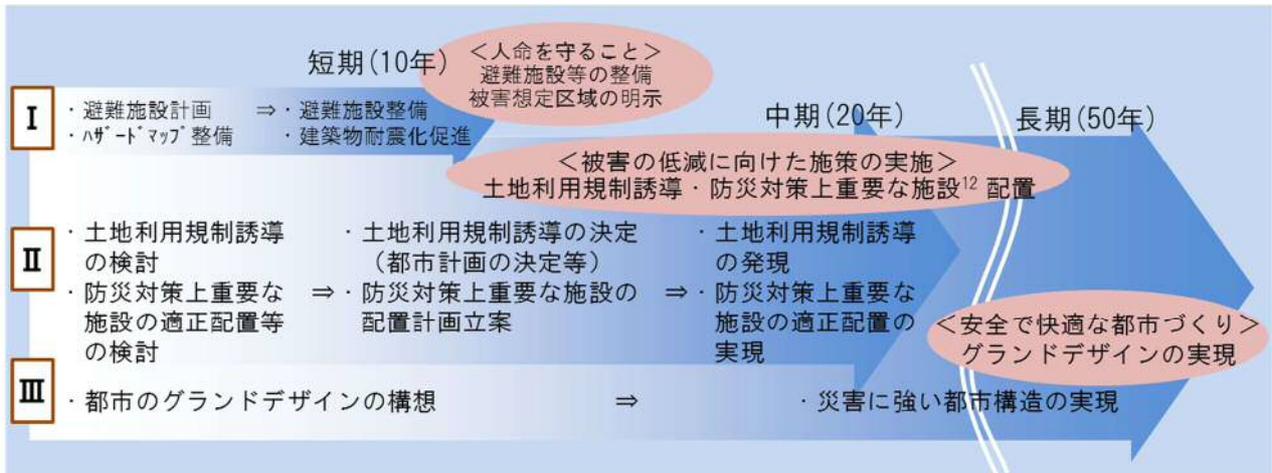


図3 取組の期間と内容

3 対応の原則

本県では、「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―」(平成27年3月修正)において、防災対策により、「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」ことを目標としており、地震に対する対応の原則として、次の3点を挙げています。

本指針においても、この原則をふまえることとしています。

① 過去最大クラスの南海トラフ地震¹³については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じます。

地域によって被害の様相が大きく異なる本県の特性をふまえ、地震や津波に対して、海岸保全施設や河川施設等の機能が確保されることにより、生命や財産を守ることができる可能性の高い地域については、一義的にはハード対策で被害の発生を未然に防ぐことを前提としつつ、東日本大震災において、ハードへの過度な信頼感が人的被害の拡大を招いたという教訓をふまえ、これに早期避難等のソフト対策を加えることで万全を期していきます。

一方、ハード面の整備だけで守り抜くことが困難な地域については、ハード対策により可能な限り被害の軽減を図りつつも、ソフト対策を中心とした対策を講じていくことで命を守ります。

② 理論上最大クラスの南海トラフ地震¹⁴については、基本的には“津波”から命を守る、避難対策が必要です。津波に対するほとんどのハード対策が及ばないレベルの地震となりますので、住民等が“いつまでに”“どこまで”避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的とします。

さらに、防災対策上、特に重要な施設¹⁵については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないように、万全の対策を講じることをめざします。

¹² 「防災対策上重要な施設」の想定は、医療福祉関連施設、学校、公民館等の公的建築物、災害時の拠点となる庁舎など。

¹³ 歴史的にこの地域で過去約100年から150年間隔で発生し、起こりうる地震の最大クラスの南海トラフ地震。

¹⁴ あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうるこの地域での最大クラスの南海トラフ地震。

¹⁵ 「防災対策上、特に重要な施設」は、「防災対策上重要な施設」のうち、発災後に応急対策活動を行う拠点となる県市町の庁舎、消防署・警察署や医療・ライフライン等の拠点施設など。

③ 内陸直下型地震¹⁶については、特に内陸部における“揺れ”対策が必要です。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害やため池の決壊等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロをめざします。

また、活断層の位置情報は、学校や病院等重要施設の建設や移転場所を検討する際の参考とすることで、被害の拡大防止につなげていきます。

4 施策の効果的な組合せ

(1) 被害低減に向けた施策

行政が地震・津波被害の低減に向けて施策を実施するにあたっては、厳しい財政状況のなか、「防災・避難施設整備」(ハード対策)だけでは、すべての市街地を地震・津波災害から守ることは困難です。

そこで、ハード対策に加え、図4に示す2つのソフト対策を効果的に組み合わせ実施することで、施策費用を抑えながら「2 目標と取組期間」で定めた各目標を達成することをめざします。

本指針では、①「被害低減に寄与する施策」としては、主に建築物の構造等の規制により既存建築物の耐震・耐浪化等の構造強化を促進し被害低減を図る施策を、②「対策が必要な対象を減らす施策」としては、土地利用の規制・誘導により住み替えや移転を促進し、地震・津波リスクの高い場所の人口や建築物等を減らす施策を考えています。

なお、これらの施策を実施する際には、防災面だけでなく、地域の歴史・文化・自然景観・産業等の状況を十分に考慮した上で、日常生活の利便性や産業活動の機能性にも配慮する必要があります。

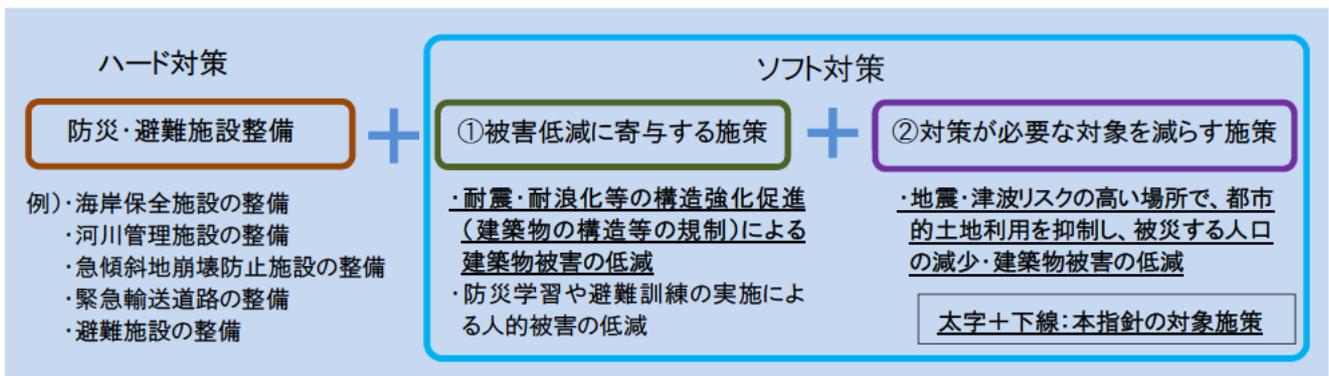


図4 地震・津波被害の低減に向けた施策

¹⁶ 県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に大きな被害をもたらすことが想定される「養老-桑名-四日市断層帯」、
「布引山地東縁断層帯(東部)」、「頓宮断層」を震源とする内陸直下型地震。

(2) 施策の展開イメージ

図5に、各取組期間において支出可能な施策費用が限られるなか、ハード対策とソフト対策の組合せによる展開イメージを施策の方向として概念的に示します。

縦軸は主にハード対策として防災・避難施設の整備等に要する施策費用が増加して行く方向を示しています。横軸は原点を100%としており、地震・津波リスクのある場所の人口や建築物等が現状のまますべて残っている状態を示しています。この数値は、人口や建築物等を地震・津波リスクのない場所へ移転させることにより右方向(0%)に向かって減少していきます。

赤、青、緑で着色された領域は、各目標(短期:赤、中期:青、長期:緑)を達成するために対策の実施を要する領域を示しており、各領域上部の実線がそれぞれの目標達成を示しています。

各色の破線から実線への橙の太矢印は、対策が必要な対象が変わらなかつたとしても①「被害低減に寄与する施策」(建築物の耐震・耐浪化等の構造強化)の実施により、被害が低減され、目標達成の施策費用が下がることを表しています。

各領域内の矢印(赤、青、緑)は、実現可能な施策の限度を示すもので、②「対策が必要な対象を減らす施策」(土地利用の規制・誘導等)の実施により、施策の上昇角度が緩やかになり、施策費用が抑えられることを表しています。

すなわち、ハード対策に前述の2つのソフト対策(①、②)を効果的に組み合わせ、一体的に実施することにより、施策に要する総費用が抑えられることを表しています。

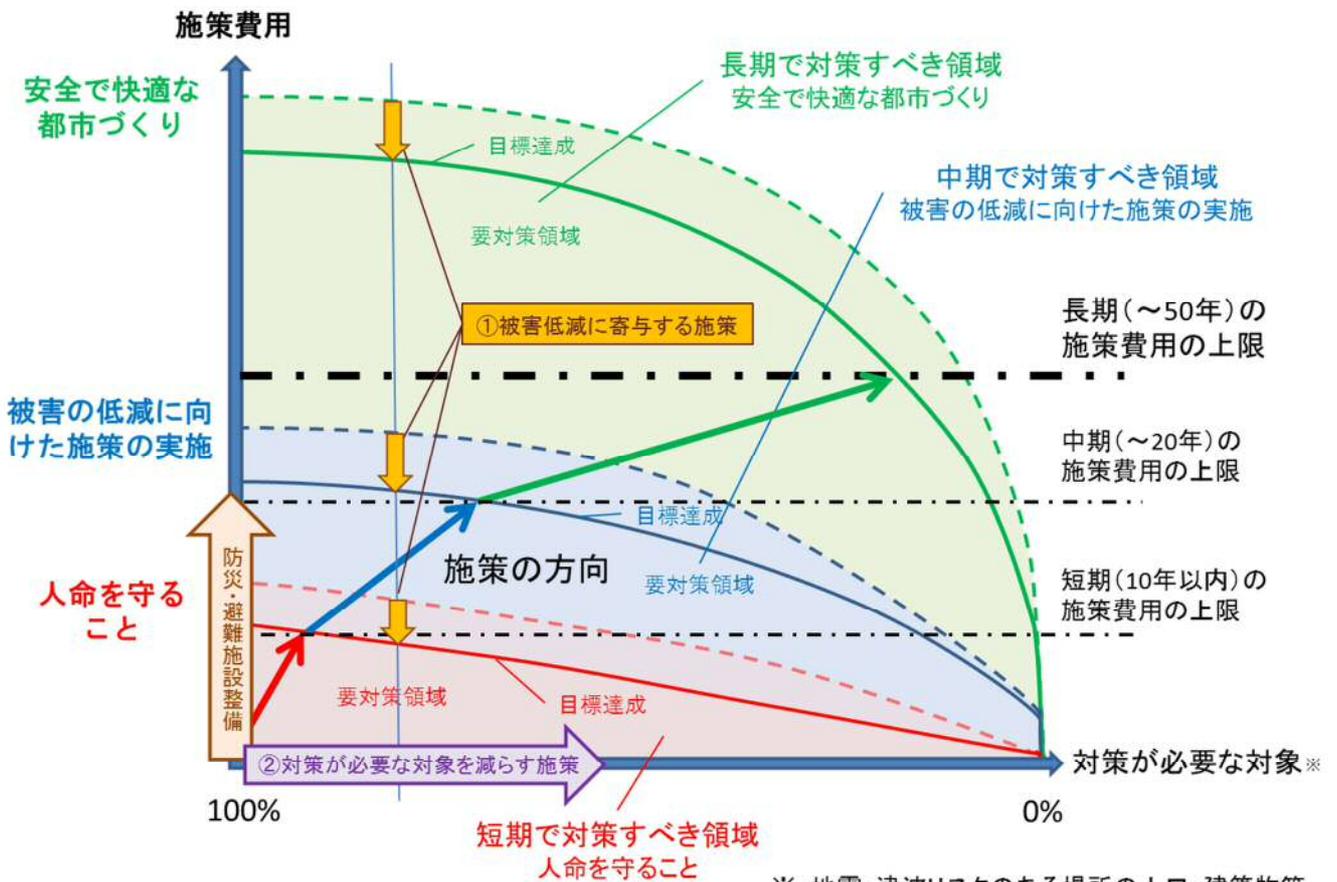


図5 施策の方向の概念図

5 土地利用・施設配置の考え方

本県では、多くの市街地が津波浸水想定範囲内に位置していることなどから、土地利用や施設配置においては、想定されるすべての地震・津波リスクを回避することは不可能です。

このため、検討すべき地震・津波リスクを明らかにした上で、リスクの低減や受容などの対応も含めて検討する必要があります。

地震・津波被害の低減に向けた都市づくりにおける土地利用・施設配置の考え方としては、地震・津波リスクの低い場所で市街地を形成することを基本として、地震・津波リスクが高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制等を行います。

地震・津波リスクに対する対応方針を表2に示します。

表2 地震・津波リスクに対する対応方針¹⁷

対応方針		対応方法	対応例
回避	リスクの発生要因そのものの除去等により、リスクをなくす	・安全な場所へ市街地の移転 ・海岸保全施設等の強化 ・防災対策上重要な施設を安全な場所に計画	・防災集団移転等により市街地移転 ・防災対策上重要な施設の移転
低減	リスクの発生確率の低下又はリスクの軽減対策を行う	・海岸保全施設等の強化 ・多重防御※ ・津波浸水区域の低密度化 ・土地利用の転換 ・建築物の規制、構造強化	・公園整備、二線堤整備等 ・土地利用規制・誘導 ・業務系土地利用へ転換、公園用地等に見直し ・建築制限、建築物の構造等の規制、耐震化・防火化の促進
受容	リスクの存在を認識した上で、リスクが発生した際の対応を検討	・被災時や復興時の対応検討 ・情報等の収集・整理	・防災対策上重要な施設の代替機能確保、広域連携体制の構築、事前復興計画の策定 ・都市計画基礎調査等の実施
転嫁	想定されるリスクを別のリスクに転嫁	・地震保険等に自動的に加入 ・財産保障の対応	

※津波リスクの低減を図る対策としては、国により示された、いわゆる多重防御の考え方に基づく対策(図6参照)も含むこととします。

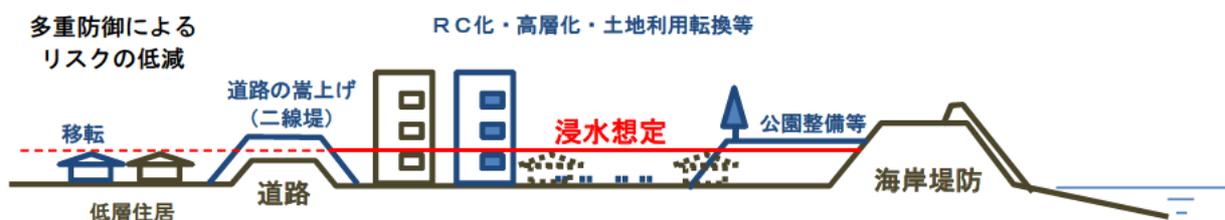


図6 多重防御の考え方に基づく対策

¹⁷ リスク対応については、ISO/JIS 規格のリスクマネジメント等、各種分野で取り扱われており、その対応方針も様々であるが、ここではリスクに対する対応方針として従来から主として提示されている「回避(予防)/軽減(低減)/保有(受容)/移転(転嫁)」の4つの分類を参考に地震・津波リスクの対応方針として「回避/低減/受容/転嫁」の分類で整理しています。

用途別の土地利用・施設配置の考え方を次に示します。

①居住系(住宅・医療福祉施設等)

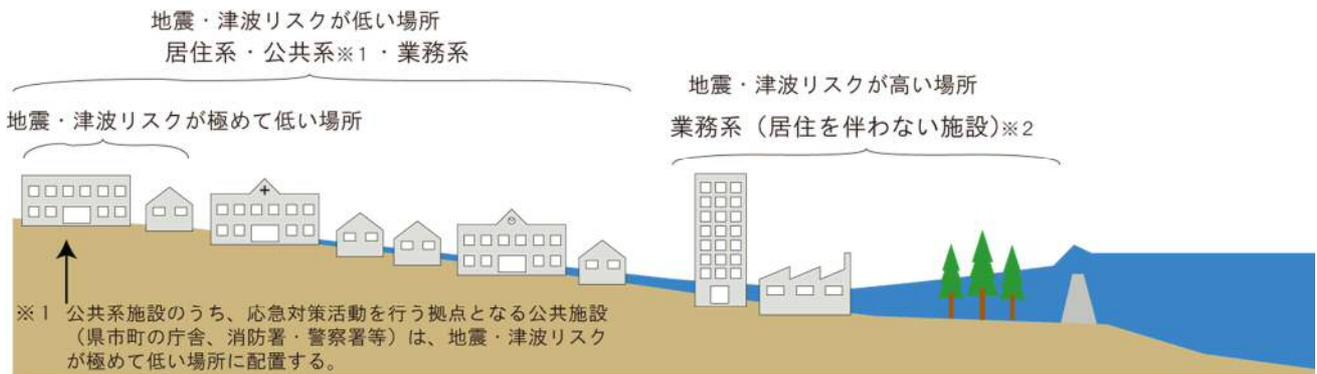
- ・住宅・医療福祉施設等については、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とします。
- ・地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じることとします。
- ・配置する場所の設定にあたっては、日常生活の利便性にも配慮します。

②業務系(事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設)

- ・事務所・店舗・工場等、居住を伴わない業務系の施設については、避難の安全を確保した上で、地震・津波リスクの観点だけではなく、産業活動の機能性や地域産業の維持向上に配慮し、配置すべき場所を設定します。
- ・二次災害をもたらすおそれのある燃料や薬品等の保管・配置・管理等に十分配慮し、地震・津波発生時における保安対策や流出防止対策を講じることとします。

③公共系(災害発生時に避難所や地域防災拠点となる公共施設)

- ・災害発生時に避難所や地域防災拠点となる庁舎・学校・公民館等のうち、応急対策活動を行う拠点となる公共施設(県市町の庁舎、消防署・警察署等)は、地震・津波リスクが極めて低い場所にある状態を基本とします。
- ・地震・津波リスクの極めて低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、大規模災害発生時にもその機能が確保されるよう地震・津波リスクが極めて低い場所に代替施設等を確保することとします。
- ・学校及び地区公民館等は、地震・津波リスクが低い場所にある状態を基本とします。
- ・地震・津波リスクの低い場所への移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じることとします。
- ・配置する場所の設定にあたっては、日常生活の利便性にも配慮します。



※1 公共施設のうち、応急対策活動を行う拠点となる公共施設(県市町の庁舎、消防署・警察署等)は、地震・津波リスクが極めて低い場所に配置する。

※2 産業活動の機能性や地域産業の維持向上に配慮し、配置を許容する場合には、避難の安全を確保する。また、居住系・公共系で、移転等が困難な場合や時間を要する場合は、耐震・耐浪化等の構造強化や避難の安全を確保するための対策を講じる。

図7 土地利用・施設配置の一例

第3章 都市計画マスタープランへの反映手順

1 反映の手順

第3章では、第2章までで示した基本的な考え方をふまえ、市町が地震・津波被害の低減に向けた施策を検討するための作業手順を示します。(図8参照)

県は市町がこの手順により検討を進めるなか、必要となる情報提供、助言等の支援を行うとともに、その検討結果や分析データを共有します。

県は、第2章までで示した基本的な考え方および市町がこの手順により検討した結果をふまえ、三重県都市マスタープランにおいて地震・津波被害の低減に向けた都市計画の方針を示します。

市町においては、三重県都市マスタープランに示した方針およびこの手順により自ら検討した結果を市町マスタープランへ反映していくこととなります。

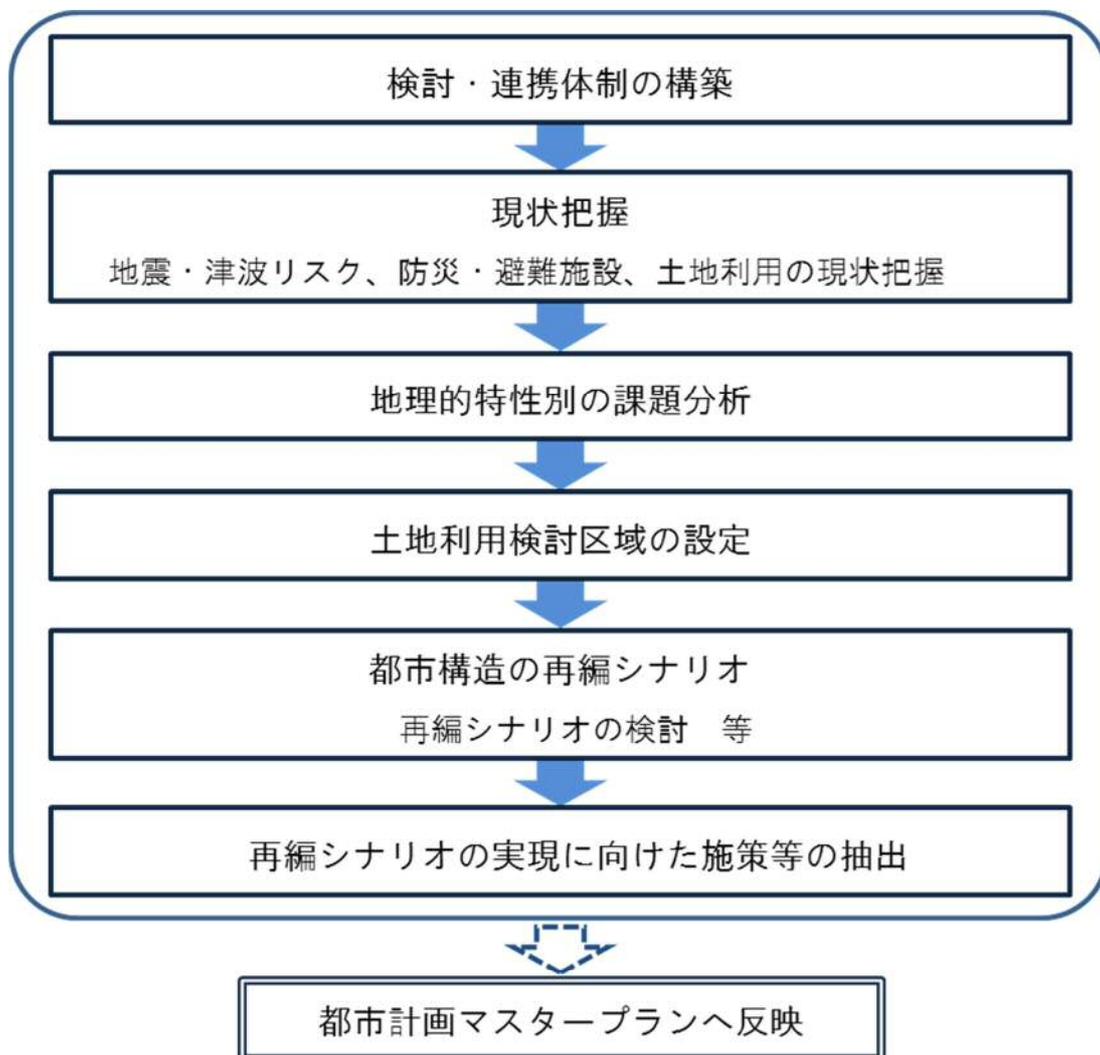


図8 反映の手順

2 検討・連携体制の構築

第2章で示したとおり、地震・津波被害の低減に向けた都市づくりは、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて進めていきます。このため、都市計画や都市整備の所管部局だけでなく、組織内の他の関係部局および組織外の関係機関と検討・連携体制を築き、互いに整合を図ります。

このような部局・機関を横断した体制の必要性や体制構築の例に関しては、国が公表している「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」(P.2-5)(図9参照)に詳述されており、市町はこれを参考とした体制の構築を行うこととします。

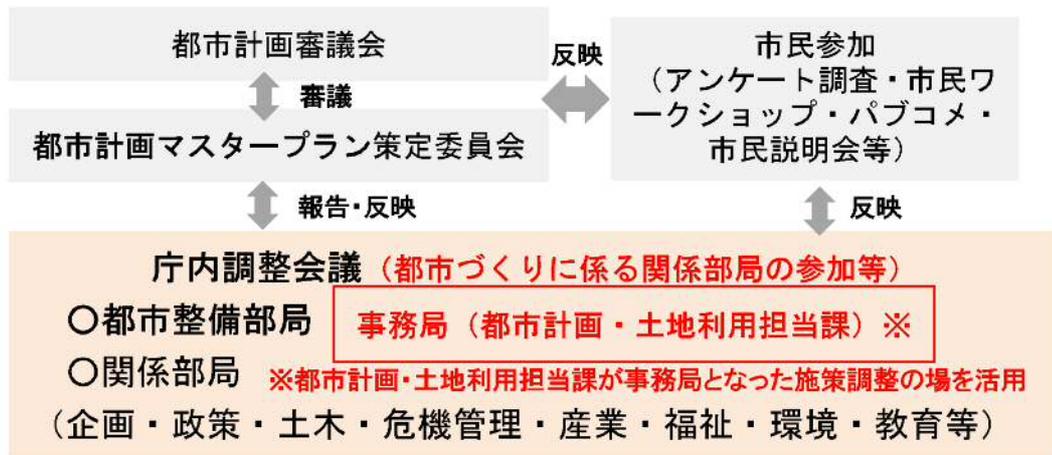


図9 都市計画マスタープラン検討体制の例

(出典:国土交通省「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」(平成25年5月))

3 現状把握

(1) 地震・津波リスクの把握

三重県地震被害想定調査結果(平成26年3月)では、南海トラフ地震について、過去最大クラスおよび理論上最大クラスの2つの規模を想定し、震度、液状化危険度、崖崩れ等危険度、津波による浸水範囲等の予測(図10参照)と、地震・津波による人的・物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果がとりまとめられています。

また、この調査では、活断層を震源とする地震については、「養老-桑名-四日市断層帯」、

「ぬのびきさん ちとうえん布引山地東縁断層帯(東部)」、「とんぐう頓宮断層」の三つの活断層を対象とし、震度、液状化危険度、崖崩れ等危険度の予測と、地震による人的・物的被害の想定結果がとりまとめられています。

これらの調査結果等を把握した上で、検討を進めます。

これに加え、詳細な被害想定を把握するため、市町において最新の知見を取り入れた独自の津波浸水シミュレーション等を行う方法もあります。

また、過去に発生した災害の被害状況(図11参照)やその復旧等についても把握します。

<参考>

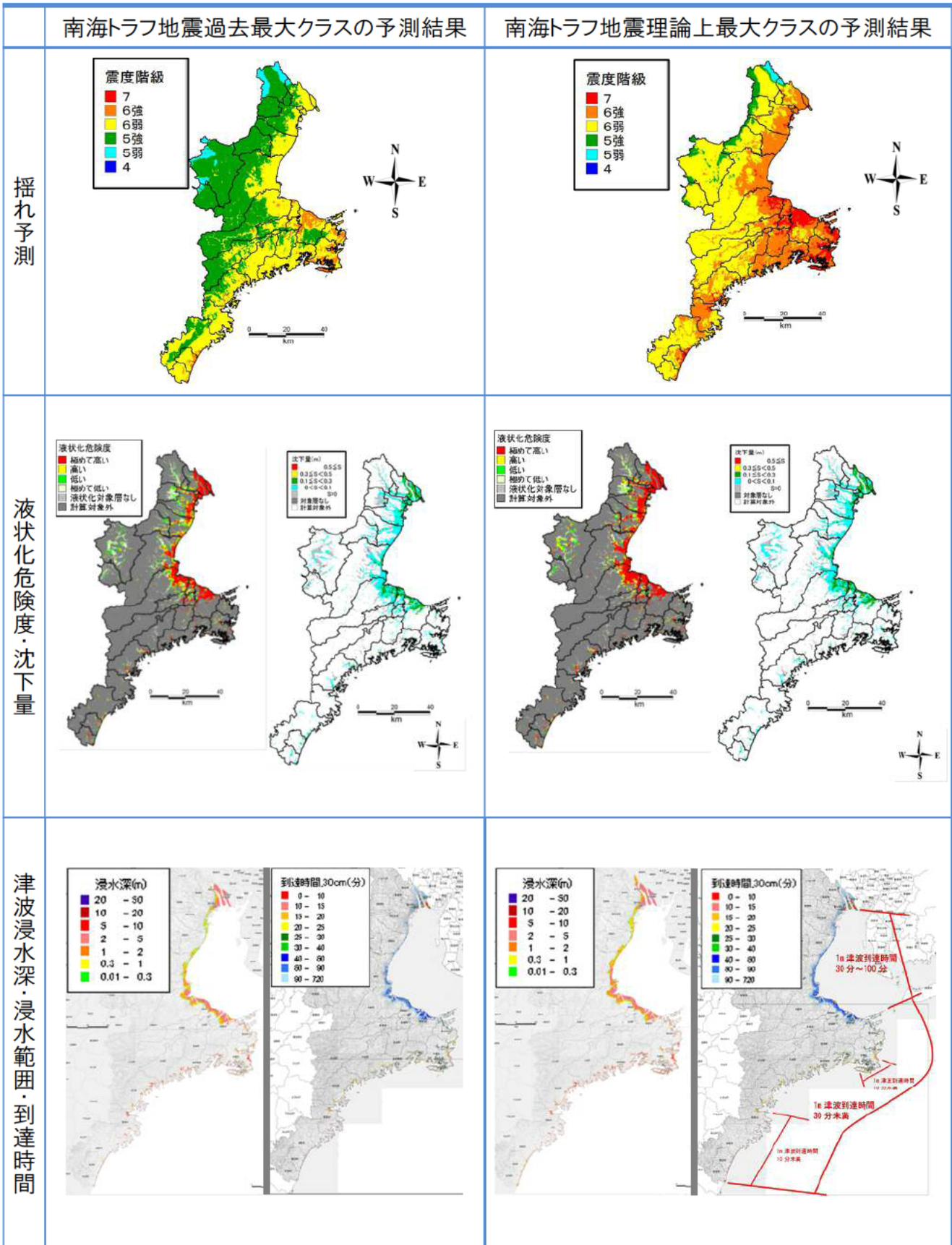


図10 三重県地震被害想定調査結果(平成 26 年 3 月)の概要

(資料:三重県地震被害想定調査結果(平成 26 年 3 月)より、一部加工)

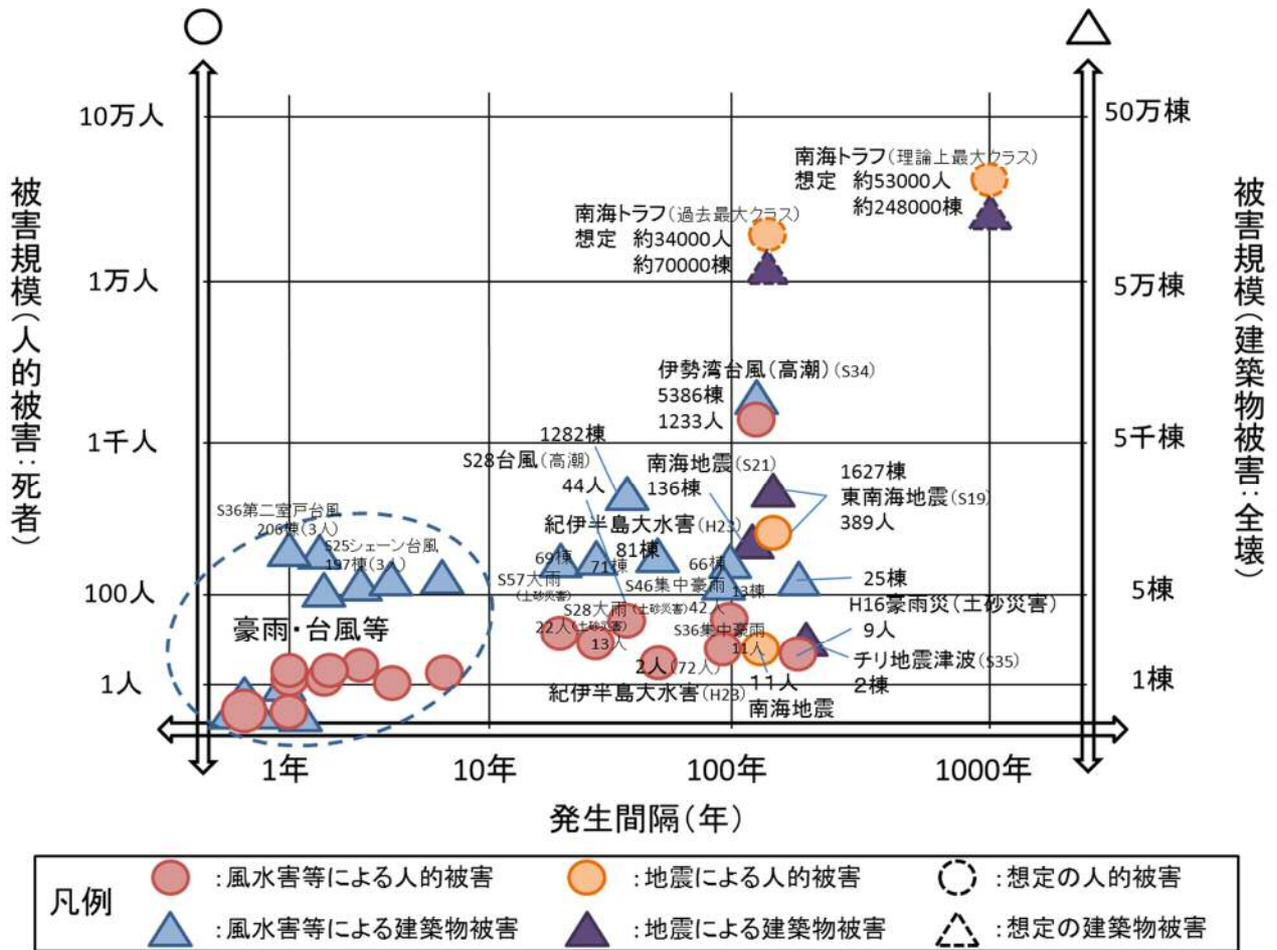


図11 本県における主な被災履歴(県土整備部都市政策課調べ)

(2) 防災・避難施設、土地利用の現状把握

防災・避難施設の整備状況や整備計画、土地利用の現状等を把握します。これらの情報は、組織内の関係部局や国、県などから入手します。

把握すべき項目について、表3に例示します。

表3 防災・避難施設、土地利用の状況等の把握例

分類	項目
土地利用： 将来のまちの形をイメージできるもの	総合計画、都市計画マスタープラン、都市計画図、農業振興地域、総合特区、避難場所、避難所（津波浸水想定区域内の施設を把握、構造形式、階数等）、地域防災拠点、公共施設（災害時要援護者関連施設の把握、構造形式、階数等）、津波避難ビルおよび津波避難ビルに利用できそうな施設（構造形式、階数）、主な事業所（工場等の構造形式、階数）
建築物の状況および補助（支援）制度： 短期や中期の施策を実施するための誘導策の検討に使用	昭和 55 年以前建築物の状況（特に木造建築物の耐震化状況） 木造建築物（倒壊・漂流物化の懸念） ブロック塀の状況（避難路・経路において倒壊の危険）
液状化の状況	ゆれやすさマップ（揺れやすさを概観） 地形地質図（揺れやすさや液状化の危険を概観） 盛土造成地やため池等の埋め立て地（液状化の危険を概観）
ライフライン配置図	上水道（耐震化の状況を把握） 下水道（耐震化の状況を把握）
交通・輸送施設位置図： 短期や中長期における緊急輸送路等	道路（計画、整備状況（開通時期）等） 鉄道 港湾（計画、整備状況（完成時期）等）
土木構造物	河川堤防（河川整備計画、耐震化等整備状況（完成時期）等） 海岸堤防（計画、耐震化等整備状況（完成時期）等） 海岸林（林帯幅（漂流物化の懸念）等） ため池（堤防の耐震化の状況）
自然斜面：孤立集落を把握	土石流危険渓流 急傾斜地崩壊危険箇所（地震による崩壊の懸念） 地滑り危険箇所（地震による地滑りの懸念） 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況
孤立集落	農・漁村集落の分布とアクセス道路等の状況
地域防災計画・津波避難計画等の各種計画	情報伝達方法、啓開・救援・復旧・復興の手法、被災状況の把握（情報収集）方法、災害対策本部と防災活動拠点、避難所等との連絡方法、自主防災組織等
他市町等との連携：支援、応援体制	他市町との災害協定締結状況 まちづくりに関する NPO、ボランティア組織 企業 BCP（民間との協働・協力体制の把握）
その他	防災教育 等

（出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」（平成 26 年 2 月）P.65-69 をもとに作成）

4 地理的特性別の課題分析

地理的特性、地震・津波による影響の特徴および被害想定(人的被害の支配的要因、建築物被害の支配的要因)から地区を5つに分類し、表4に整理しました。

これを参考に地形や市街地の立地などの実態に即して更に詳細に分析し、それぞれの課題を把握します。

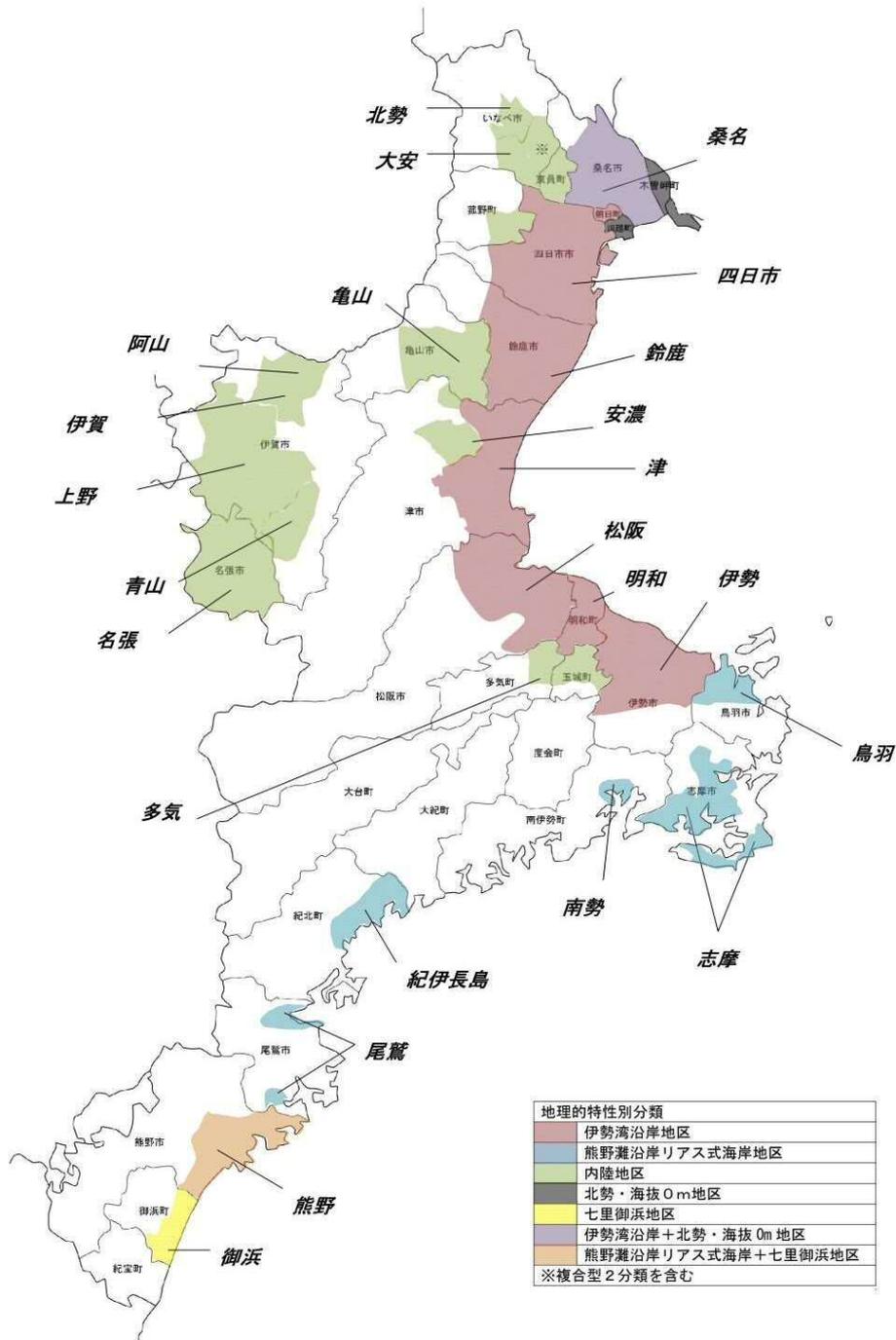
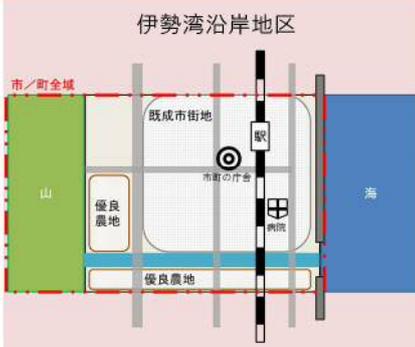
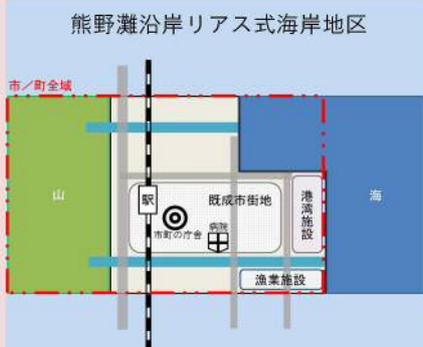


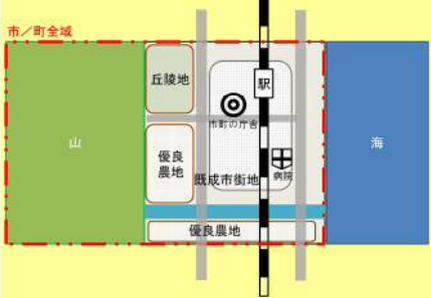
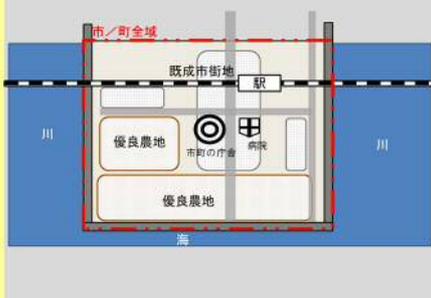
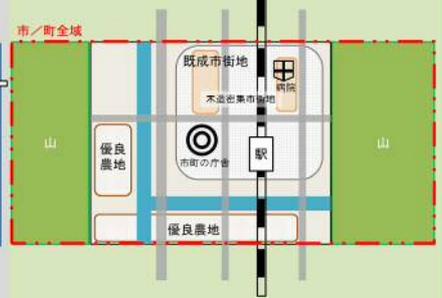
図12 都市計画区域における地理的特性別分類

表4 地理的特別分類と被害の特徴

	伊勢湾沿岸地区	熊野灘沿岸リアス式海岸地区
	 <p>市/町全域</p> <p>山</p> <p>既成市街地</p> <p>市町の庁舎</p> <p>駅</p> <p>優良農地</p> <p>優良農地</p> <p>海</p>	 <p>市/町全域</p> <p>山</p> <p>既成市街地</p> <p>市町の庁舎</p> <p>駅</p> <p>港施設</p> <p>漁業施設</p> <p>海</p>
	○模式図については、市/町全域を示すもので、主要駅周辺の局所的なエリアを示すものではありません。	
地理特性	広い平地部に市街地を形成 沿岸部は海拔が低い	狭い平地部に市街地を形成 沿岸部はリアス式で入り組んでいる
地震・津波による影響の特徴	強い揺れ 市街地の広範囲が津波浸水 津波到達時間は比較的長い 液状化の可能性がある面積が広い 地盤沈下の可能性がある面積が広い	強い揺れ 津波最大浸水深が非常に大きい 津波到達時間が短い 液状化の可能性がある面積が比較的狭い 地盤沈下の可能性がある面積が比較的狭い
人的被害の支配的要因 [※]	津波 建物倒壊	津波 建物倒壊
建築物被害の支配的要因 [※]	揺れ 火災 津波	揺れ 津波 火災

※: 支配的要因は、理論上最大クラスの被害想定から設定しています。

(注: 過去最大クラスの被害想定では地区によっては支配的要因が異なることがあります。)

七里御浜地区	北勢・海拔0m地区	内陸地区
		
<p>比較的狭い平地部に市街地を形成 急峻な山地が迫る</p>	<p>平地部に市街地を形成 市町全域の海拔が低い</p>	<p>平地・丘陵地部等に市街地を形成 津波の影響を受けない</p>
<p>強い揺れ</p>	<p>強い揺れ</p>	<p>比較的揺れが弱い</p>
<p>津波最大浸水深が大きい</p>	<p>津波到達時間は比較的長い</p>	<p>津波の影響がない</p>
<p>津波到達時間が短い</p>	<p>津波到達時間は比較的長い</p>	<p>津波の影響がない</p>
<p>液状化の可能性がある面積が比較的狭い</p>	<p>液状化の可能性がある面積が広い</p>	<p>液状化の可能性がある面積が狭い</p>
<p>地盤沈下の可能性がある面積が比較的狭い</p>	<p>地盤沈下の可能性がある面積が非常に広い</p>	<p>地盤沈下の可能性がある面積が狭い</p>
<p>即時的かつ長期的な浸水</p>	<p>即時的かつ長期的な浸水</p>	<p>即時的かつ長期的な浸水</p>
<p>津波 建物倒壊</p>	<p>津波 建物倒壊</p>	<p>建物倒壊 火災</p>
<p>揺れ</p>	<p>津波</p>	<p>揺れ</p>
<p>津波</p>	<p>揺れ</p>	<p>火災</p>
<p>液状化</p>	<p>液状化</p>	<p>急傾斜等の山崖崩れ</p>

一方で、③津波については、建築物の耐震性能や耐火性能等に関わらず津波リスクの高い区域が広範囲に及ぶことに加え、区域を限定して被害の低減を図る施策を実施することが困難であるため、あらかじめ都市機能の集約をめざす区域を除外することはできないと考えます。

ただし、将来にわたり都市機能の集約をめざす区域の中心となる施設である拠点施設や交通結節点については、容易に移転ができない施設であるため、都市的土地利用を抑制する区域に含めるべきではないと考えます。

そこで、津波に対する土地利用検討区域の設定にあたっては、まずは都市機能の集約をめざす区域の中心となる施設を含まないよう、一定の浸水を許容し、場合によっては堤防等の整備計画も考慮し、土地利用検討区域を設定します。

次に、検討している土地利用検討区域と都市機能の集約をめざす区域が重複する場合は、都市機能の集約をめざす区域を土地利用検討区域から除外するか、重複する範囲を土地利用検討区域に含めるかを検討し、その上で抽出された区域において中期(おおむね20年)で必要な施策が実施できるかを判断します。

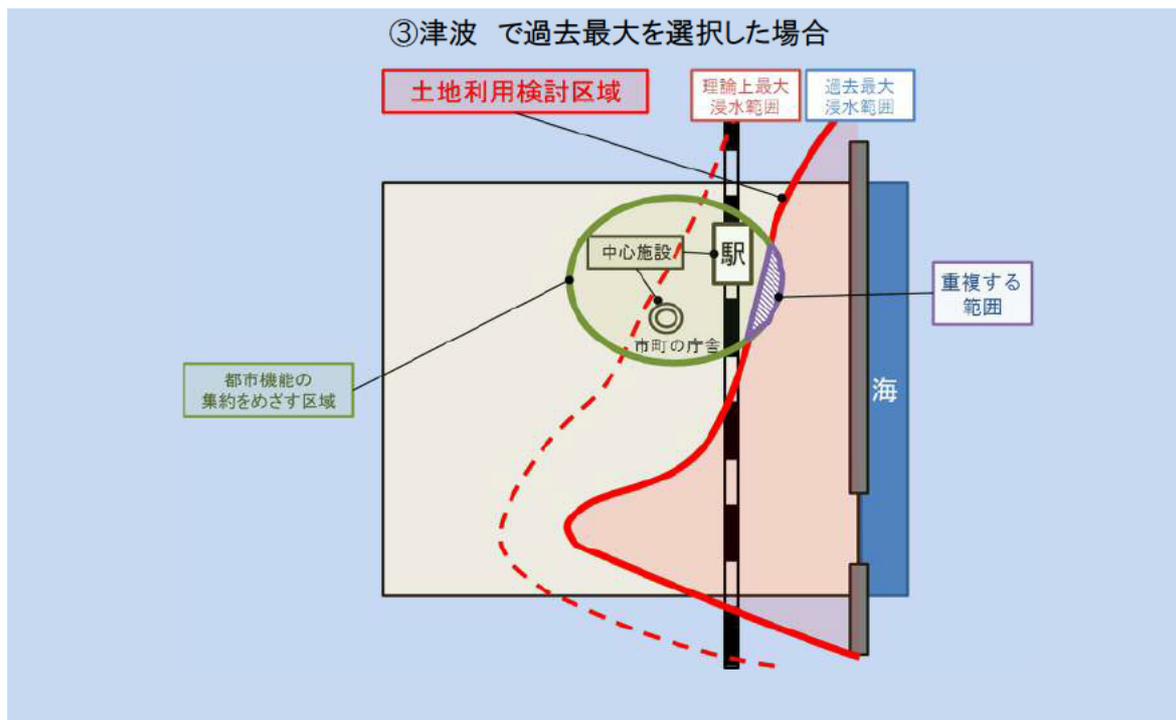


図14 土地利用検討区域の設定イメージ(津波の場合)

各項目の設定手順を次頁以降に示します。

①揺れ

揺れリスクに対する土地利用検討区域は、図15のフローを参考に設定します。

検討の手順としては、都市機能の集約をめざす区域を除外した上で、まず南海トラフ地震における理論上最大クラスと内陸直下型地震の予測震度階級6強以上を重ね合わせた範囲内において、建築物の築年・構造および密度による区域抽出を行い、その範囲において中期(おおむね20年)で必要な施策を実施できるかどうかを判断します。困難な場合は、リスクを認識し被災した際の対応を検討しつつ、段階的に想定する地震規模を小さくして区域を設定することとします。

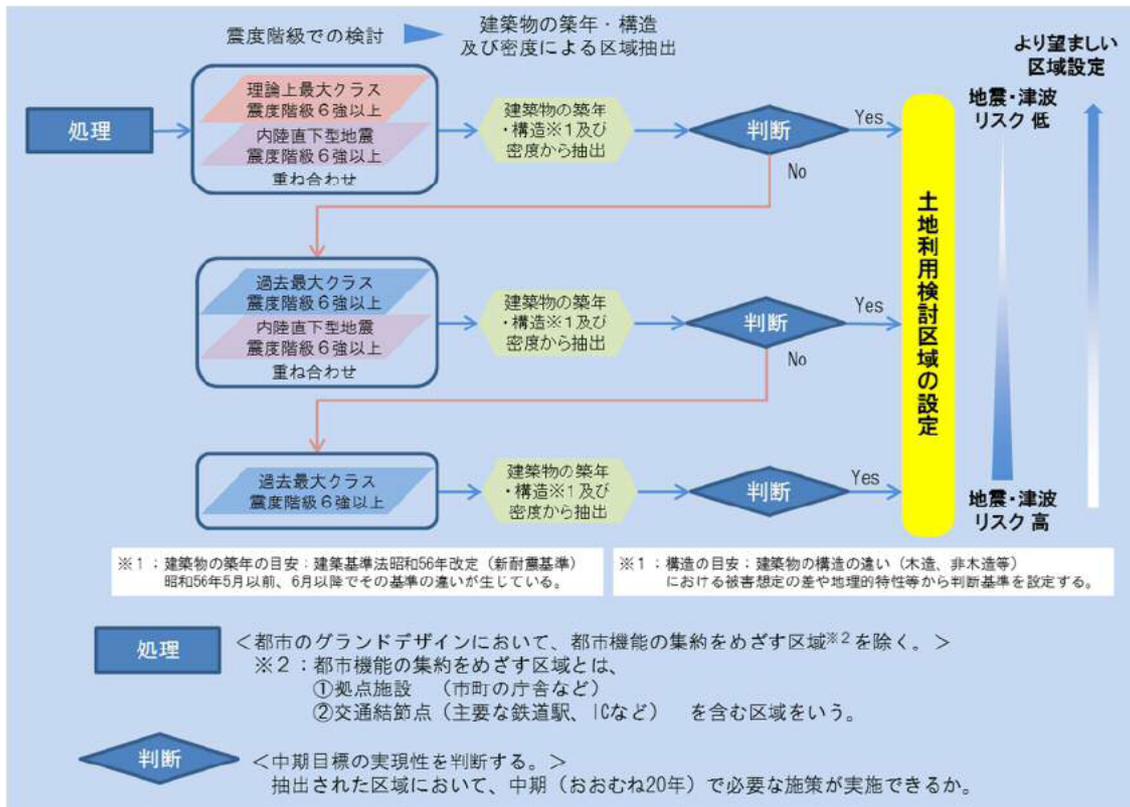


図15 揺れリスクに対する土地利用検討区域の設定フロー

<参考>

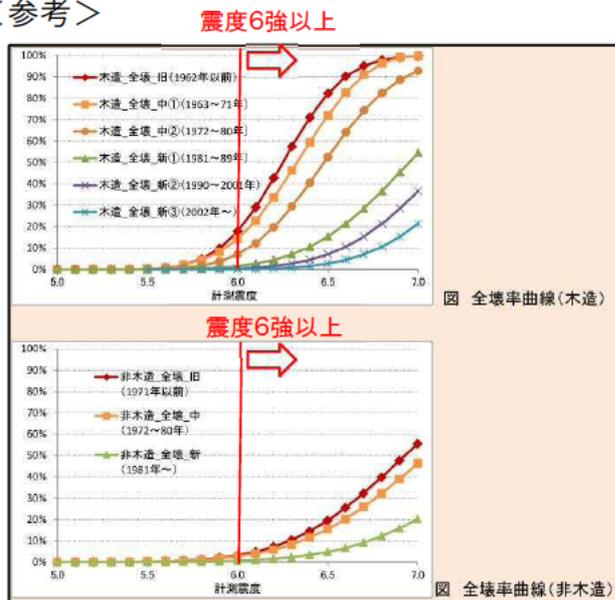


表5 震度階級表

震度階級	計測震度
6弱	5.5 以上 6.0 未満
6強	6.0 以上 6.5 未満
7	6.5 以上

計測震度による建築物の被害曲線を見ると震度6強(計測震度6.0以上)を超えると、昭和55年以前に建てられた木造建築物で全壊率が高くなり、昭和56年以降に建てられた木造建築物は比較的low、その差が明らかになっている。非木造の建築物でも同様の傾向が見られる。

図16 構造・築年別全壊率曲線

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」(平成24年8月)

②液状化

液状化リスクに対する土地利用検討区域は、図17のフローを参考に設定します。

検討の手順としては、都市機能の集約をめざす区域を除外した上で、まず南海トラフ地震における理論上最大クラスと内陸直下型地震の液状化危険度が高い箇所を重ね合わせた範囲内において、建築物の築年および密度による区域抽出を行い、許容沈下量を検討した上で、その範囲において中期(おおむね20年)で必要な施策を実施できるかどうかを判断します。困難な場合は、リスクを認識し被災した際の対応を検討しつつ、段階的に想定する地震規模を小さくして区域を設定することとします。

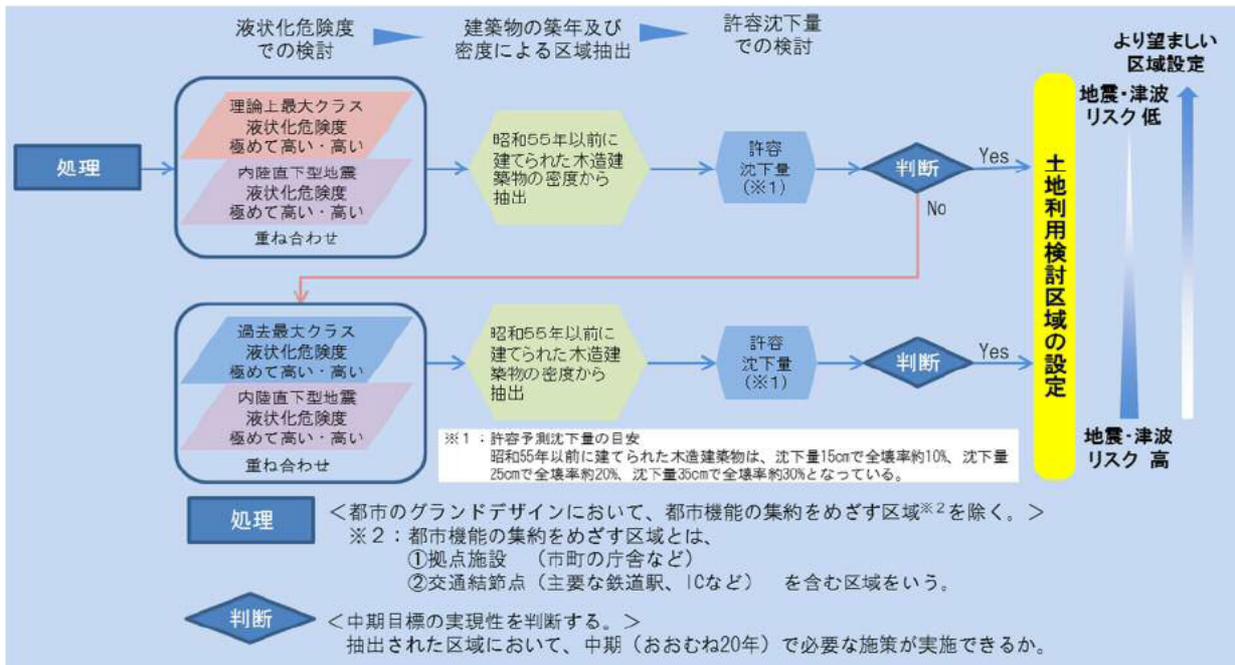
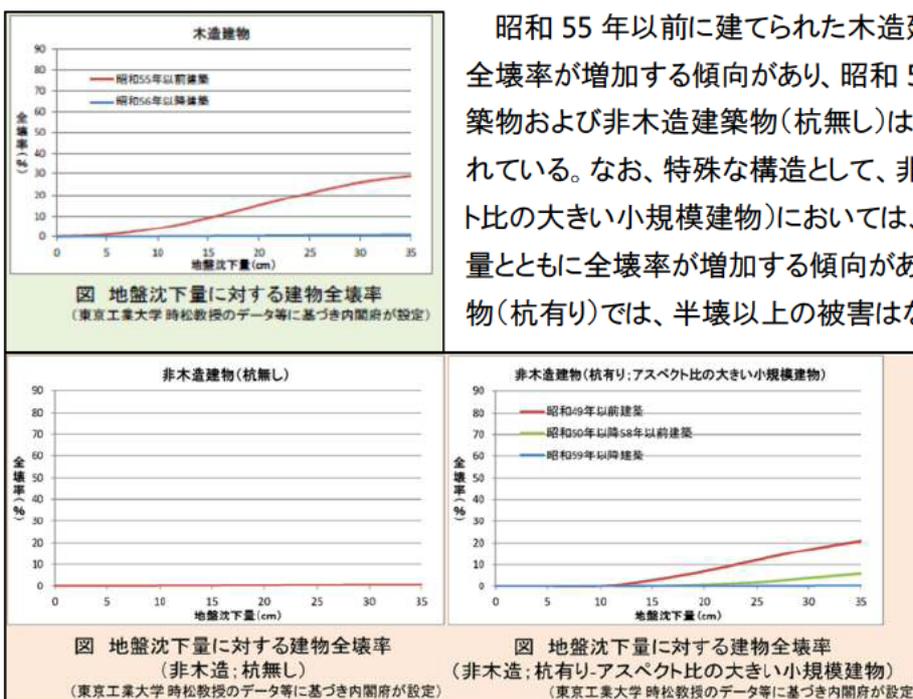


図17 液状化リスクに対する土地利用検討区域の設定フロー

<参考>



昭和55年以前に建てられた木造建築物は、地盤沈下量とともに全壊率が増加する傾向があり、昭和56年以降に建てられた木造建築物および非木造建築物(杭無し)は地盤沈下が生じても全壊は免れている。なお、特殊な構造として、非木造建築物(杭有り:アスペクト比の大きい小規模建物)においては、築年数によっては、地盤沈下量とともに全壊率が増加する傾向があるが、これ以外の非木造建築物(杭有り)では、半壊以上の被害はないものとされている。

図18 地盤沈下量に対する木造建築物・非木造建築物(杭無し/杭有り)全壊率

出典:中央防災会議「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」(平成24年8月)

③津波

津波リスクに対する土地利用検討区域は、図19のフローを参考に設定します。

検討の手順としては、都市機能の集約をめざす区域の中心となる施設を含まない浸水範囲を設定し、その範囲において中期(おおむね20年)に必要な施策を実施できるかどうかを判断します。困難な場合は、リスクを認識し被災した際の対応を検討しつつ、段階的に想定する浸水範囲を小さくして区域を設定することとします。

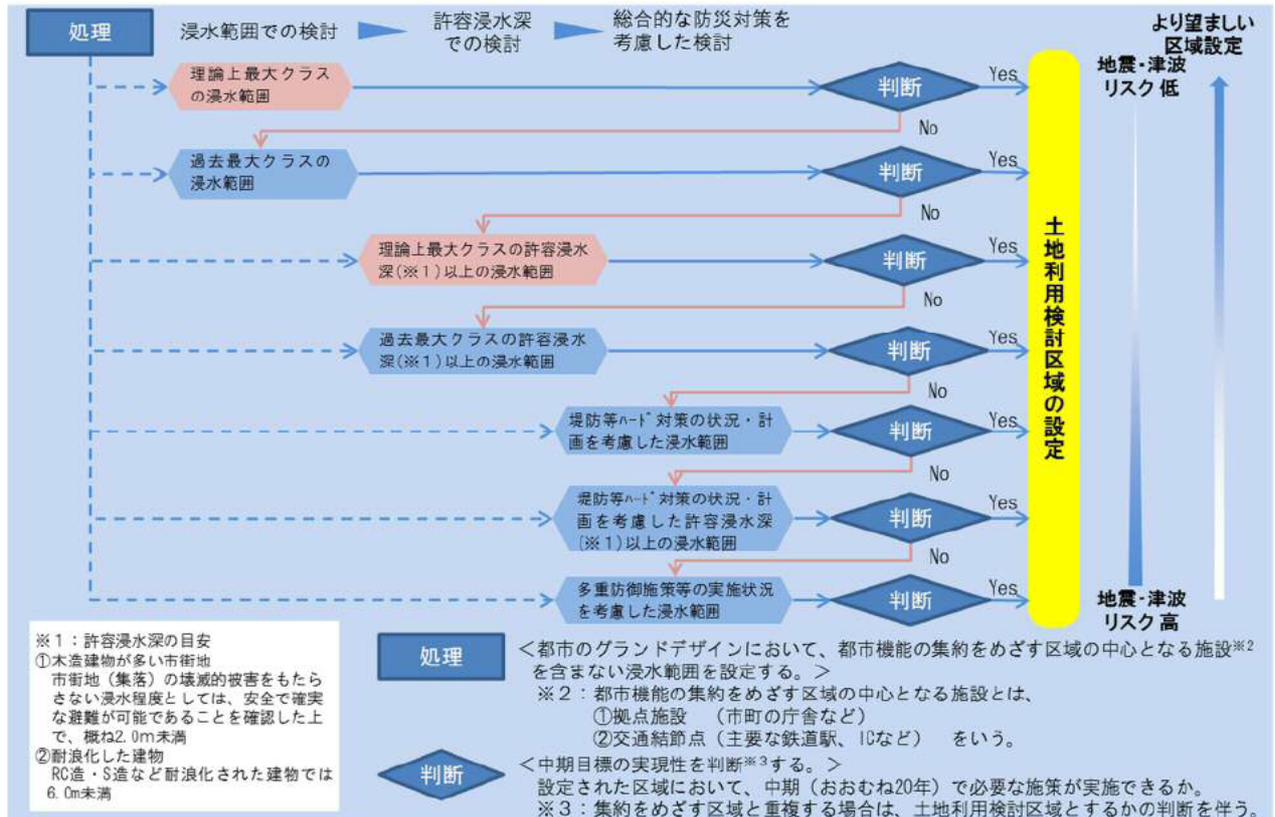
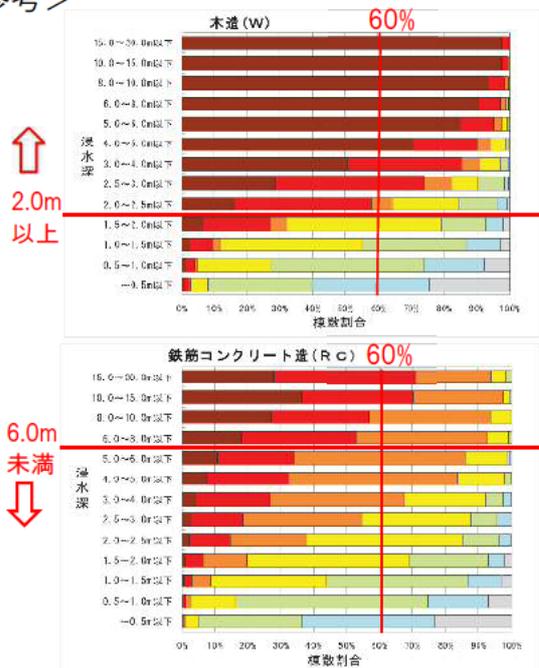


図19 津波リスクに対する土地利用検討区域の設定フロー

<参考>



浸水深と建築物被害状況の全般的な傾向は、木造建築物では浸水深 2.0m 以上で再生不可能な全壊となる割合が飛躍的に増加する傾向があり、鉄筋コンクリート(RC)造および鉄骨(S)造の建築物は、特に浸水深 6.0m 未満で再使用可能な割合が高い。

図20 浸水深ごとの建築物被害割合

出典：国土交通省都市局「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」(平成 24 年 4 月)

④急傾斜地等の山崖崩れ

急傾斜地等の山崖崩れリスクについては、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、土砂災害の想定される区域が土砂災害警戒区域として、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域が土砂災害特別警戒区域として指定されています。

土砂災害特別警戒区域においては、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造等の規制が行われることにより、市街化の抑制が図られます。

本指針では、土砂災害特別警戒区域のうち都市機能の集約をめざす区域を除いた場所を土地利用検討区域とすることとします。

⑤火災

地震火災リスクに対する土地利用検討区域は、図21のフローを参考に設定します。

検討の手順としては、都市機能の集約をめざす区域を除外した上で、まず南海トラフ地震における理論上最大クラスと内陸直下型地震の予測震度階級6強以上を重ね合わせた範囲内において、耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物の密度による区域抽出を行い、不燃領域率を検討した上で、その範囲において中期(おおむね20年)で必要な施策を実施できるかどうかを判断します。困難な場合は、リスクを認識し被災した際の対応を検討しつつ、段階的に想定する地震規模を小さくして区域を設定することとします。

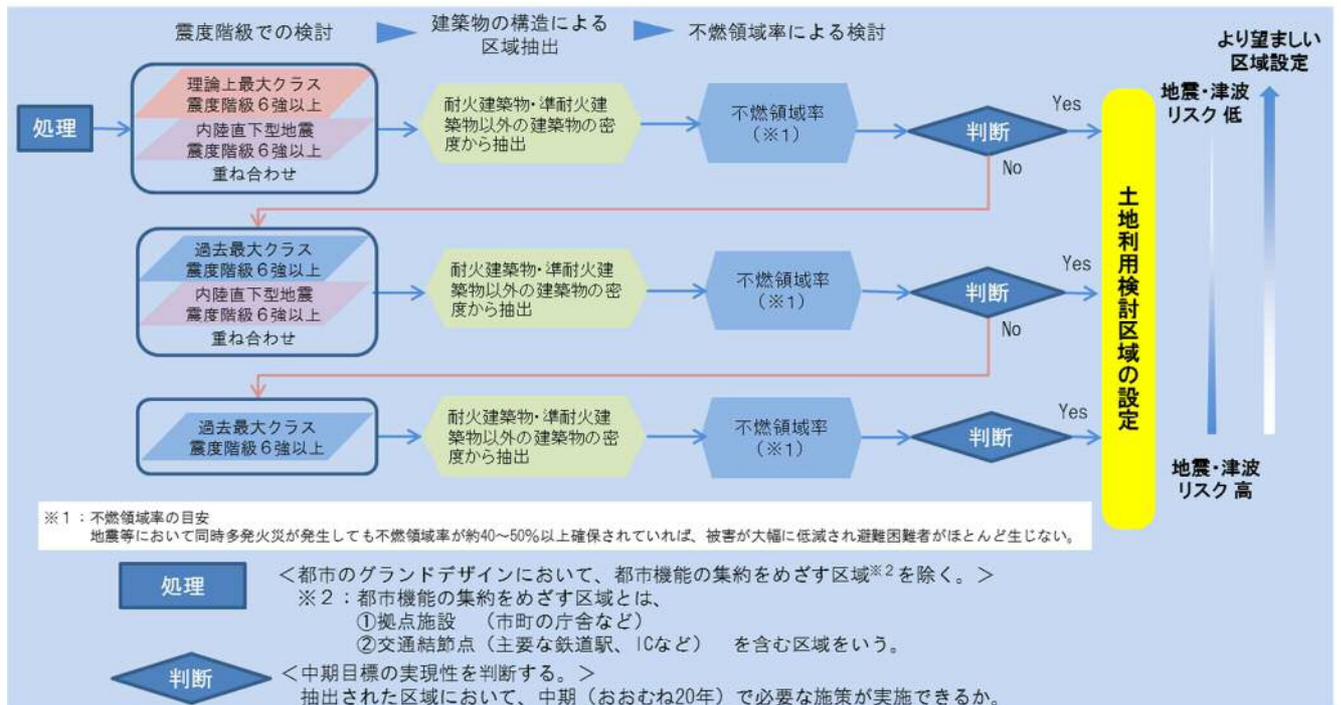


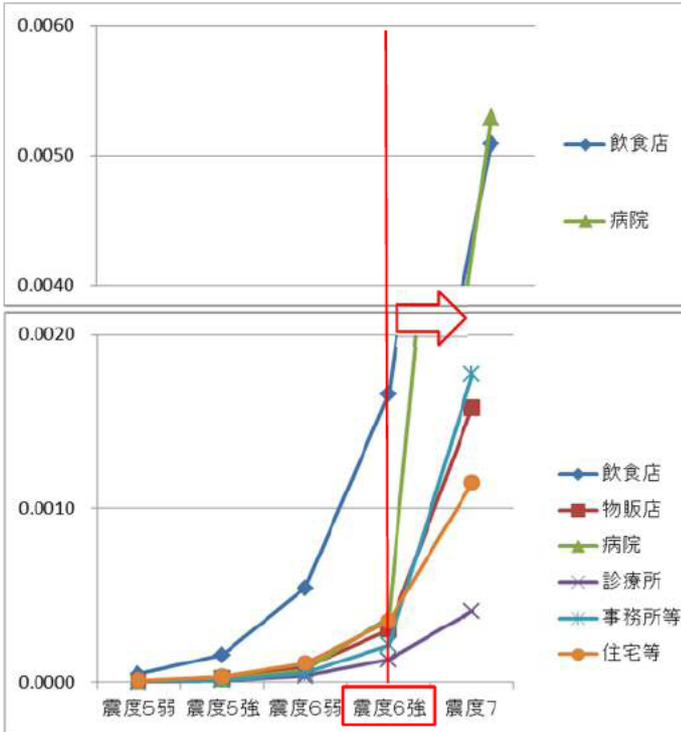
図21 火災リスクに対する土地利用検討区域の設定フロー

<参考>

三重県地震被害想定調査結果(平成26年3月)における出火による被害(建物被害)の想定手法は、震度分布及び地域別用途別の対象物数から全出火件数を算定し、初期消火成功率を考慮する手法が採用されている。

$$\text{全出火件数} = \text{震度別用途別出火率} \times \text{用途別要因数}$$

$$\text{炎上出火件数} = (1 - \text{初期消火成功率}) \times \text{全出火件数}$$



震度別用途別出火率については、阪神・淡路大震災時の事例から、季節時間帯別補正して採用されており、冬における倒壊建物1棟あたり出火率を0.0449%とし、暖房器具類を使わない夏の場合には、倒壊建物1棟あたり出火率を0.0286%としており、時刻補正係数は、深夜1.0、12時2.2、18時3.4としている。

出火率は、震度6強以上で出火する確率が飛躍的に大きくなっている。

建物倒壊した場合の全出火件数

= 建物倒壊棟数

× 季節時間帯別の倒壊建物1棟あたり出火率

図22 震度別用途別出火率(冬18時の場合)

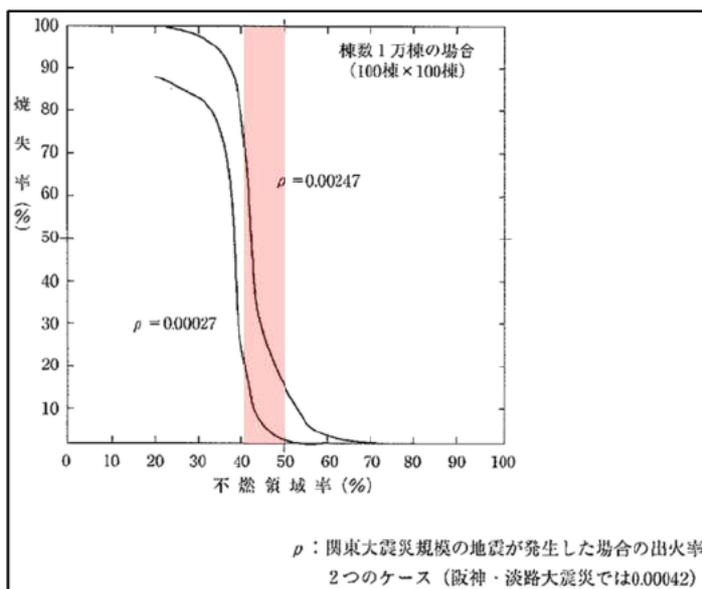
出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」(平成24年8月)を基に作成

表6 初期消火成功率

震度	震度6弱以下	震度6強	震度7
初期消火成功率	67%	30%	15%

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」(平成24年8月)

初期消火成功率については、震度6強以上で初期消火成功率が著しく小さくなっている。



不燃領域率は、空地面積(6m以上の道路、1500m²以上の公園等)と耐火率(耐火建築物が占める割合)などから算出される。

一般に不燃領域率を40~50%以上確保することで、地震等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することなく、大規模火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないと言われている。また、不燃領域率を60~70%以上確保すると延焼の可能性はなくなる(市街地の焼失率ほぼ0%)と言われている。

図23 不燃領域率と焼失率

出典：都市防災実務ハンドブック編集委員会「都市防災実務ハンドブック 地震防災編」ぎょうせい(1997)

＜参考＞ 課題の分析手法

課題の分析作業にあたっては、GIS¹⁸の活用が効果的です。

例えば、国土交通省で提案された「防災まちづくり情報マップ」は、「災害リスク情報」と「都市に関する情報」を重ね合わせたマップであり、防災面から見た都市の課題抽出、防災都市づくりの将来像や有効な対応策検討に用いることができ、本指針で示した課題の分析作業でも活用することができます。

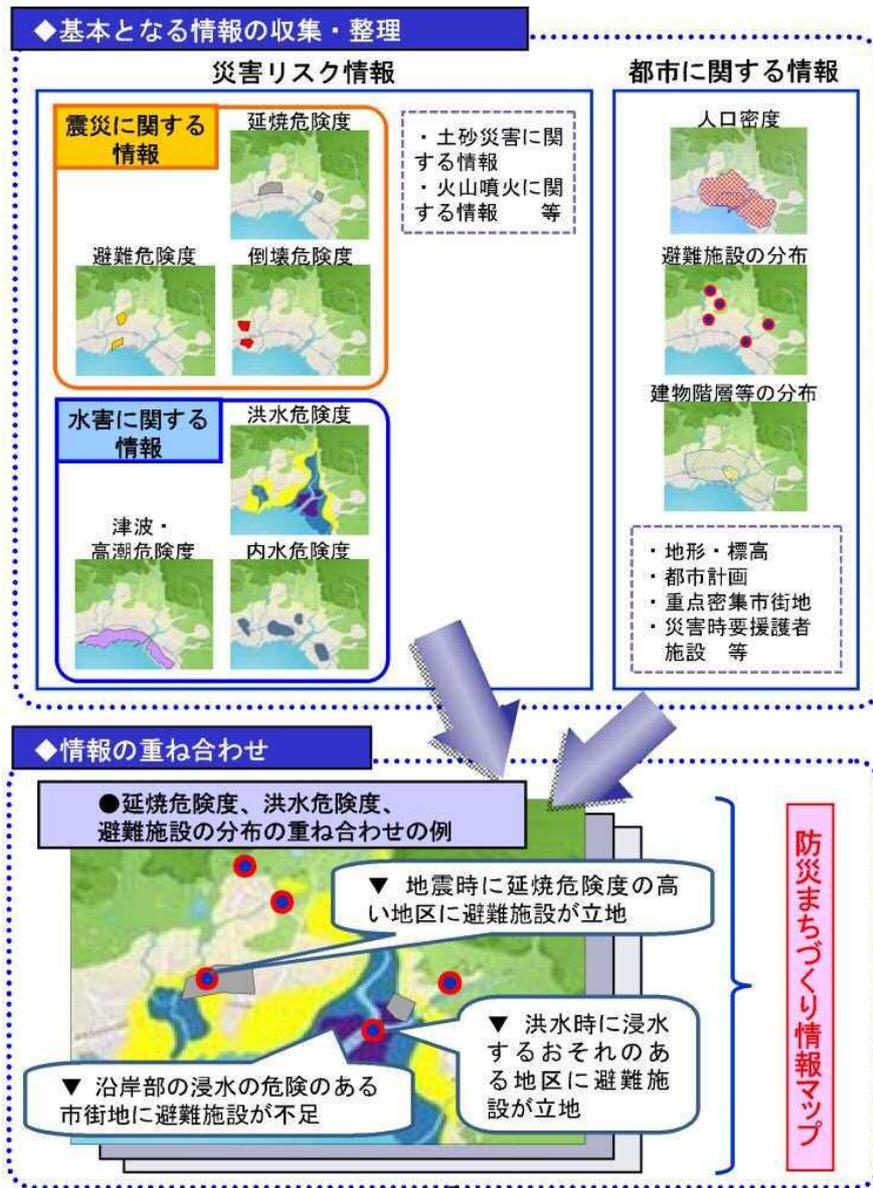


図24 防災まちづくり情報マップのイメージ

出典:国土交通省都市局都市安全課「災害リスク情報の活用と連携によるまちづくりの推進について(防災まちづくり情報マップと防災都市づくり計画の活用)」(平成24年3月)

¹⁸ 地理情報システム(Geographic Information System の略)。地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図上で一体的に処理する情報システム。(地理空間情報活用基本法(平成19年法律第63号)第2条)

6 都市構造の再編シナリオ

(1) 再編シナリオの検討

市町がおおむね50年先にめざすべき都市の将来像を実現するため、地震・津波リスクが高く優先的に施策の実施を検討する土地利用検討区域において、どのような考え方にに基づき地震・津波被害の低減を図り、都市構造の再編をしていくのかを検討します。

市町が都市の将来像を想定する際には、地理的特性および人口集積・市街地形成状況、産業構造等の現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編シナリオを検討することになります。

再編シナリオは、図25の検討フローを参考に図26に示す3つの再編シナリオを検討します。

実際の検討においては、設定した土地利用検討区域の形状や配置の状況等から、区域内で異なる再編シナリオを組み合わせることや、複数の区域を設定した場合には区域ごとに異なる再編シナリオを検討することも考えられます。

再編シナリオの検討にあたっては、第2章5 土地利用・施設配置の考え方を基本とし、次の2つの視点により判断します。

○判断の視点(1):移転の可能性

土地利用検討区域は、地震・津波リスクが高い区域であるため、土地利用検討区域以外に居住系・公共系施設の移転等が可能かどうかを検討します。土地利用検討区域以外に移転等が可能であれば、「集約型シナリオ」または「移転型シナリオ」を選択し、適当な移転先が無い場合や区域内において居住を継続する必要がある場合には、「現状維持型シナリオ」を選択することになります。

○判断の視点(2):集約の可能性

地震・津波被害の低減を図る一方で、集約型都市構造も進めていくため、次に既成市街地に集約が可能かどうかを検討します。土地利用検討区域内の居住系・公共系の施設を既成市街地に集約することが可能な場合は、「集約型シナリオ」を選択し、集約が不可能な場合には、「移転型シナリオ」を選択することとなりますが、その際には無秩序な市街化拡大にならないように配慮する必要があります。

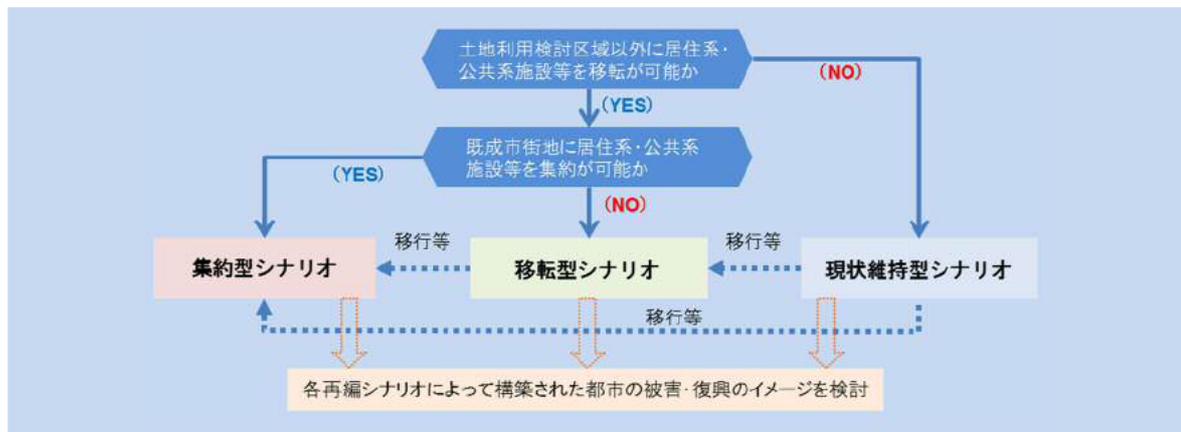
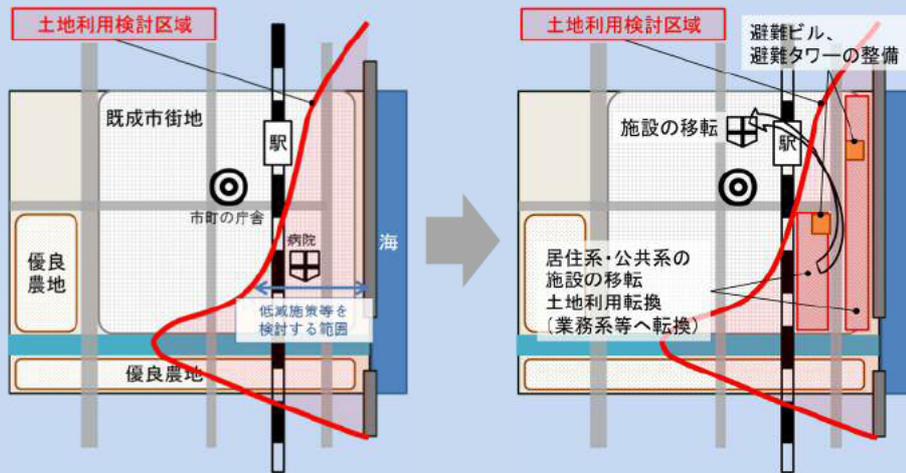


図25 再編シナリオの検討フロー

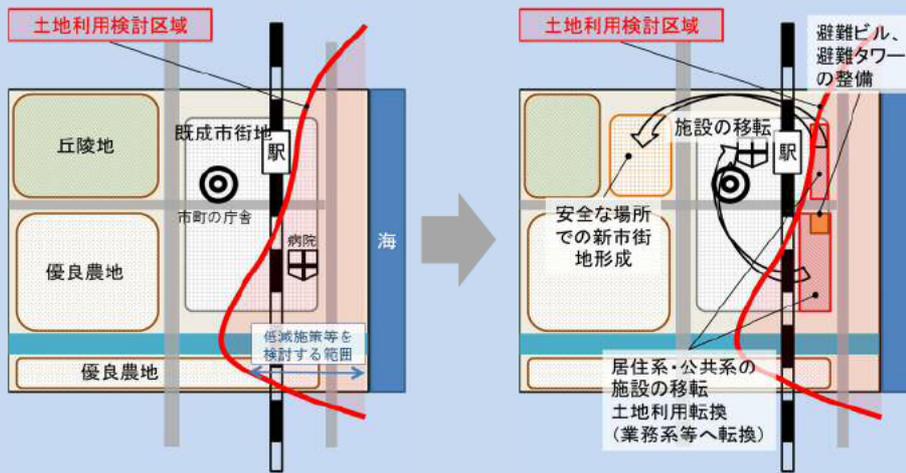
なお、将来、市町庁舎や主要な交通結節点の移転、海岸堤防の改良など、再編シナリオ選択にあたり前提とする都市計画や防災対策の状況に大きな変化が生じた場合に、その時点で変化に応じた再編シナリオの移行等を検討することが必要です。

集約型シナリオ:土地利用検討区域以外の既成市街地に居住系・公共系の施設を集約



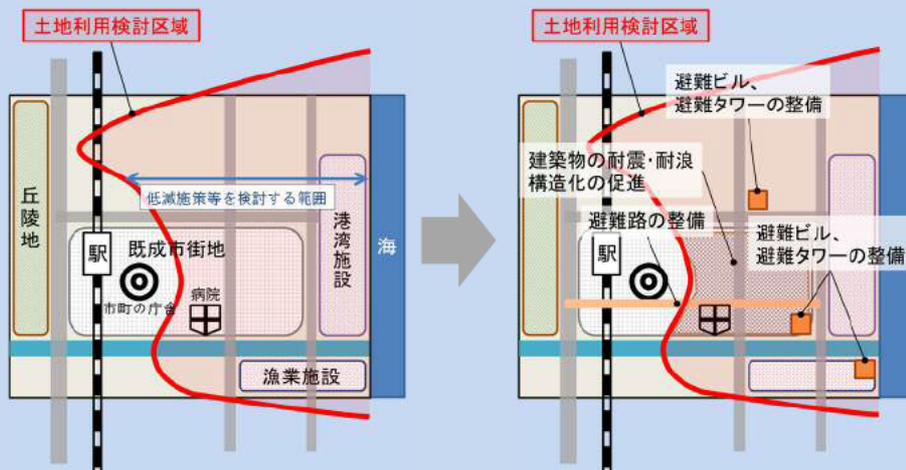
- ①短期(おおむね10年)では、人命を守るための避難施設整備を進める。
- ②土地利用検討区域から既成市街地へ、居住系・公共系施設の移転等を誘導する。
- ③移転の進展にあわせて、移転跡地の利用計画(業務系へ転換等)または保全計画を立案する。

移転型シナリオ:土地利用検討区域以外の市街地を拡大し居住系・公共系の施設を移転



- ①③は、集約型シナリオと同様である。
- ②移転型シナリオは、既成市街地への集約困難な場合に選択されるため、安全な場所において新市街地の形成を図りながら、土地利用検討区域から新市街地へ、居住系・公共系施設の移転等を誘導する。

現状維持型シナリオ:既成市街地の大幅な再編をせず土地利用検討区域内で建築物の構造強化等を促進



- ①は、集約型シナリオ及び移転型シナリオと同様であるが、現状維持型シナリオでは、安全な場所への避難路の整備等を進める。
- ②現状維持型シナリオは、土地利用検討区域外への移転等が困難な場合に選択されるため、土地利用検討区域内の安全が確保されるよう建築物の耐震・耐浪化等の構造強化及び耐火率向上を図る。

※模式図は、主要駅周辺の局所的な場所を示すものではありません。(既成市街地については、これまでに市街地が形成されてきた範囲を示すもので、中心市街地や郊外の住宅地も含んでいます。)

図26 土地利用検討区域と再編シナリオの例

(2) 関係部局、関係機関との調整

被害低減に向けた都市構造の再編シナリオの検討にあたっては、既成市街地のほか、公共施設、防災・避難施設、優良農地、公共交通機関など、再編シナリオ選択の判断に必要となる土地利用や施設の現状・計画等を把握し、整合を図る必要があります。

このため、これらを所管する部署や関係機関等との連携を密にし、調整を図ることとします。

(3) 都市の復興のための事前準備

地震・津波は発生時期が特定できず、再編シナリオが実現する前に被災することも十分考えられます。その場合に備え、あらかじめ各再編シナリオに基づく施策の実施途中における被害を想定しておきます。その際には、被災後も引き続き再編シナリオに基づいた都市づくりを進めるのか、または、被災時の状況に合わせて再編シナリオを見直すのかなど、事前に復興のイメージを検討しておくことも重要です。

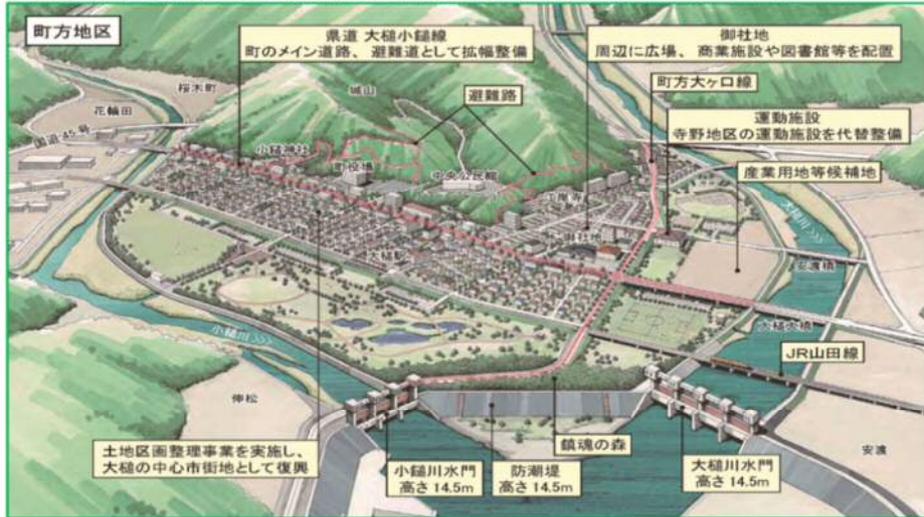
過去に発生した大規模災害の教訓から、速やかに都市を復興するためには事前の取組として、都市計画基礎調査の結果を活用し、広域的な課題を抽出しておくことや、地籍調査を推進し、土地の権利等を把握しておくことが有効です。その他、表7に例示するような取組を推進することで、被災後に作成する復興まちづくり計画(方針等)の検討・調整を早期に着手することが可能となります。

表7 都市の復興に備えた事前の取組(例)

分類	項目
ア)迅速な都市の復興の基礎となる情報の収集、整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況調査や被災要因の分析に役立つ情報収集・整理として、都市計画基礎調査等を進めます。 ● 被災後の迅速な復旧・復興に貢献する地籍調査を促進します。 ● 庁舎等の被災により復興に必要な情報が消失しないように、バックアップ体制の整備、情報を確実に保管する取り組みを検討します。
イ)復興まちづくり計画(方針等)の策定にあたっての課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な課題として、防災施設の整備の考え方、連担している市街地において想定される事業手法と建築制限の手順・期間、災害により発生する廃棄物等の保管場所などの課題が想定されます。 ● それぞれの地域の実情をふまえ、復興に向けた基本的な考え方を共有することや、都市の復興の手順と復興速度を考え合わせた方針の検討などの課題が想定されます。
ウ)復興まちづくり計画(方針等)の策定にあたっての事前の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の復興に向けた手順や津波浸水予測図などをもとにした、居住系土地利用、業務系土地利用の配置等、被害を想定した復興まちづくり計画策定の模擬訓練の実施を検討する。 ● 市街地整備の事業手法に応じた建築制限の手法とその効果を整理します。 ● 被害想定をふまえて、災害により発生する廃棄物等の量や、必要となる一次保管場所の広さ等について推計し、都市の復興過程を視野に入れた適切な配置等を検討します。 ● 課題が広範囲にわたるため、県と市町による検討体制の構築を図ります。

〈参考〉 復興イメージ(復興まちづくりの事例から)

○多重防災を意識したコンパクトなまちづくり(岩手県大槌町の復興まちづくり計画より)



○従前市街地の商工業用途への転換+居住地高台移転

○防災集団移転促進事業による高台移転



図27 東日本大震災における復興まちづくりの事例

出典: 独立行政法人都市再生機構「東日本大震災におけるUR都市機構の復興支援」(平成27年7月)

7 再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出

3つの再編シナリオごとに地震・津波被害の低減に向けた都市づくりのために実施すべきと考えられる都市計画関連施策を短期、中長期別に検討・整理し、表8に例示します。

表8では、短期に実施すべき施策として、避難路・避難場所・避難タワーの整備、建築物の耐震化等の構造強化など、人命を守ることを優先する施策を記載しており、これらはおおむね「三重県新地震・津波対策行動計画」でも位置づけられている施策となります。

中長期に実施すべき施策としては、都市計画法、建築基準法等に基づく土地利用の規制・誘導、建築物の規制、都市防災の制度活用による公共施設の移転促進など、都市機能を確保しつつ、被害を低減するための施策を列記しています。

いずれの施策も県民、事業者、行政等の各種主体が自らの役割を担い、連携・協力して取組を進める必要があります。

表8 再編シナリオ実現のための都市計画関連施策の例

		集約型シナリオ	移転型シナリオ	現状維持型シナリオ	
短期施策（人命を優先）	●道路・街路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路、緊急輸送道路の整備推進、電線類地中化の推進、橋梁耐震化の推進 ・延焼遮断帯、緑地帯の整備推進 ・津波緩衝機能の計画検討（例：多重防御（二線堤）の調整・検討） 			
	●公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、復旧・復興活動拠点としての公園整備推進 ・津波緩衝機能の計画検討（例：多重防御（海岸保全施設に併設する公園整備等）の調整・検討） 			
	●津波避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難タワー（避難ビルの指定を含む）、築山の整備推進 ・避難施設（避難場所・避難所、避難路）の整備推進 			
	●建築物の耐震化等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震等の構造強化、不燃化の促進（重要施設の耐震化、緊急輸送道路沿いの耐震化等） 			
	●組織の連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町間の災害時の広域連携体制の構築、都市計画担当者の防災研修の実施 			
中長期施策（都市機能の確保・被害低減のための施策へ展開）	●都市計画マスタープランの改定等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに地震・津波被害の低減に向けた都市計画の方針を記載 ・立地適正化計画における誘導区域等の設定における土地利用検討区域の取扱い検討 			
	●建築物等の規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・建築条例による土地利用検討区域等での居住を伴う建築物の建築規制 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築条例による建築構造の規定（例：津波浸水深の階層までRC化） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画による土地利用検討区域内での事務所、店舗、工場等の居住を伴わない建築物の立地の許容 ・地区計画による公共施設等の適正配置 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定や地区計画による建築構造の規定（例：居室を2階以上とするなど）、建替え時等の耐震化等を促進 	
	●土地利用の規制・誘導	地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・木造密集市街地の不燃領域率の改善、公共空地の確保 		
		区域区分地域地区	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用検討区域の逆線引き、工業専用地域などへの用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の移転に伴う区域区分の見直し ・土地利用検討区域の逆線引き、工業専用地域などへの用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用検討区域での地域地区の見直し（例：津波浸水深を考慮し中高層を許容する用途への変更）
		居住誘導区域など※	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域外とすることにより土地利用検討区域内での届出の義務化 ・居住調整地域の指定 		<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域外とすることにより土地利用検討区域内での届出の義務化
	●防災関連施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設等の既存市街地への移転、耐震化等（津波防災拠点整備事業、都市防災総合推進事業等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設等の新市街地への移転、耐震化等（津波防災拠点整備事業、都市防災総合推進事業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設等の嵩上げ改築、耐震化等（都市防災総合推進事業等）
●市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集約型市街地の形成（津波防災拠点整備事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・新市街地の整備（津波防災拠点整備事業・防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の安全性の向上（密集市街地整備事業等） 	

※：立地適正化計画制度における居住誘導区域や居住調整地域を想定

三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針

平成 28 年 8 月 発行
三重県県土整備部都市政策課
〒514-8570 津市広明町 13
電話 (059)-224-2718